

資 料 編

1 不当労働行為（不公正労働行為）事件数

(1) 不公正労働行為事件（昭和21年～昭和24年）

区分 年別	取扱件数							終結件数						次年 繰越 件数	
	前 年 繰 越 し	新規申立て				計	合 計	処 罰 請 求	打 切 り	勸 告 和 解	自 主 解 決	警 告	合 計		
		申立人別		該当法条別											
		組 合	個 人	組合・個人 職 権	旧労 組法 十一 条										旧労 調法 旧四 十 条
昭21		1				1	1			1		1			
22			2	1		2	3			2	1	3			
23		1	1		2	3	4	1	1		1	3	1		
24	1	2	1		1	4	4		1	2	1	5			
計	—	4	4	1	3	10	2	—	1	2	5	3	1	12	—

(2) 不当労働行為事件（昭和24年～平成27年）

区分 年別	取扱件数													終結件数						次年 繰越 件数				
	前 年 繰 越 し	新規申立て											小 計	合 計	取下・和解		命令・決定				合 計			
		申立人別			労働組合法第7条該当号別										取 下 げ	和 解	救済		棄 却			却 下		
		組 合	個 人	組合・個人	1	2	3	4	1・2	1・3	1・4	2・3					1・2・3	無 関 与					関 与	全 部
昭24		3	1		2								2		4	4	1	2					3	1
25	1	1	5		5								1		6	7	1	3	1		2		7	
26		1	1		1								1		2	2	1	1					2	
27		1	2		1								1		3	3		1	1				2	1
28	1	1	2		1								2		3	4	1	1	1				3	1
29	1	1											1		1	2	1						1	1
30	1	3	1		1		2						1		4	5	1	2	2				5	
31			1		1										1	1			1				1	
32		1			1										1	1		1					1	
33			1		1										1	1		1					1	
34		7				1	2						2		7	7		2	1	1			4	3
35	3	2					1						1		2	5		1	4				5	
36		3				1							1	1	3	3		1	1				2	1
37	1	2			1								1		2	3	1	1	1				3	
38		4	1		1		3							1	5	5		3			1	1	5	
39		1	1		2										2	2		1					1	1
40	1	2											1		2	3		1					1	2
41	2	2		1									3		3	5			1				1	4
42	4	1		4	4								1		5	9		1(1)					1	8
43	8	2		2	1	1							1	1	4	12	2	1	1				4	8
44	8	4		8	10		1						1		12	20		1	3				4	16
45	16	1	1	3	1								4		5	21		11	1				12	9
46	9			1	1										1	10		2					2	8
47	8														8	8		1	1	1(1)			3	5
48	5	2		2	2								2		4	9		2	1				3	6
49	6	5		2	1	4							1		7	13		2	1		1		4	9
50	9	4		1		1							3		5	14		1	1	1	1		4	10
51	10	1		2	1		1						1		3	13		1	1	3			5	8
52	8	2	1	1	1								2		4	12	1						1	11
53	11	3					1						1		3	14			6				6	8
54	8	8		1	1	2	2						1	2	9	17	2						2	15

区分 年別	取扱件数													終結件数							次年 繰越 件数			
	前 年 繰 越 し	新規申立て											合 計	取下・和解			命令・決定					合 計		
		申立人別			労働組合法第7条該当号別									小 計	取 下 げ	和解		救済		棄 却			却 下	
		組 合	個 人	組 合 ・ 個 人	1	2	3	4	1 ・ 2	1 ・ 3	1 ・ 4	2 ・ 3				1 ・ 2 ・ 3	無 関 与	関 与	全 部					一 部
昭55	15	4		1					1		2		4	19	1	2	4					7	12	
56	12	3	1	1		1			2		1	1	5	17	1				2			3	14	
57	14	5				1			2		1	1	5	19	2	2	2		1			7	12	
58	12	9				1	2		1	3		2	9	21		2	2					4	17	
59	17	11		1	2	7	2					1	12	29	4	6	5					15	14	
60	14	2			1				1				2	16		3	2	1				6	10	
61	10	4		1	1	1			1		1	1	5	15	2		3					5	10	
62	10	7			1				2			4	7	17		1	1	1				3	14	
63	14	3				2			1				3	17				1				1	16	
平元	16	3			1	1			1				3	19		1		6				7	12	
2	12													12			4					4	8	
3	8													8				1				1	7	
4	7	2				1			1				2	9									9	
5	9	1				1							1	10		1		1				2	8	
6	8			1					1				1	9									9	
7	9													9				1				1	8	
8	8	1										1	1	9									9	
9	9	2				2							2	11	1		1					2	9	
10	9	4							1			3	4	13			2					2	11	
11	11	4			1			2		1			4	15									15	
12	15	2										2	2	17	1		1					2	15	
13	15													15	1		4	2				7	8	
14	8													8					1			1	7	
15	7	1			1								1	8									8	
16	8													8				1				1	7	
17	7	2									2		2	9	1							1	8	
18	8													8				1				1	7	
19	7	1						1					1	8	4						3	7	1	
20	1	1			1								1	2					2			2		
21		1			1								1	1			1					1		
22																								
23		1										1	1	1			(1)	1(1)				1		
24		1									1		1	1			1					1		
25		1			1								1	1									1	
26	1	1										1	1	2			1					1	1	
27	1	1						1					1	2			1					1	1	
計	—	146	19	32	46	27	25		8	49	1	13	28	197	—	29	50	66	30	12	6	3	196	—

注) 括弧内の数字は、審査を分離し終結した件数である。

2 命令決定事件一覧表（命令決定年月日順）

整理 番号	事件番号	事 件 名	申立人		申 立 年月日	終 結 年月日	処 理 数	労組法 第7条 該当号	請求する救済の内容	終結状況	不服申立 状 況
			組合	個人							
1	昭和24(不)7	岩手県行政整理事件	○		24. 8. 31	25. 5. 30	273	1・3	解雇取消、原職復帰、バックペイ、支配介入の排除、組合問題は必ず協議すること	棄 却	再審査(労)
2	25(不)4	五洋産業事件		2	25. 3. 18	25. 7. 5	110	1	原職復帰	全部救済	—
3	25(不)3	東北電気製鉄事件		1	25. 2. 17	25. 8. 5	170	1	解雇取消、原職復帰、命令確定までの身分保証、支配介入の排除	棄 却	—
4	27(不)3	日作開発興業事件	○		27.12.24	28. 3. 9	76	1・3	解雇取消、職場転換の取消、原職復帰、バックペイ、支配介入の排除、ポストノーティス	全部救済	—
5	31(不)1	三陸石灰事件		1	31. 8. 11	31.10.11	62	1	原職復帰、バックペイ	全部救済	—
6	34(不)4	釜石漁連事件	○		34. 4. 13	34. 9. 25	166	1・3	解雇取消、原職復帰、バックペイ、支配介入の排除、ポストノーティス	一部救済	行 訴(使)
7	34(不)1	ラサ工業事件	○		34. 3. 6	34. 9. 30	209	2	団交応諾	全部救済	再審査(使)
8	38(不)1	岩手県南バス事件	○		38. 3. 13	38. 9. 30 (併合)	202	3	支配介入の排除、ポストノーティス	一部救済	再審査(使)
9	38(不)2		○		38. 3. 15		200	3	支配介入の排除、ポストノーティス	棄 却	再審査(労)
10	39(不)2	福井電器事件	○		39. 6. 4	41.10.14	863	1	新会社への採用、原職復帰、バックペイ	全部救済	再審査(使)
11	42(不)1	東北銀行事件	○	1	42. 1. 16	43. 9. 28	622	1	処分取消、原職復帰、不利益取扱禁止、ポストノーティス	全部救済	—
12	41(不)1	岩手銀行事件	○		41. 3. 28	47.11.15	2,425	1・3	転勤の取消、昇給昇格の遡及実施、支配介入排除、不利益取扱禁止、ポストノーティス	全部救済	行 訴(使)
13	49(不)7	岩手銀行事件	○		49. 8. 31	49.12.27	119	1・2・3	不利益取扱禁止、団交応諾、支配介入の排除、ポストノーティス	一部救済	再審査(使) (労)
14	45(不)5	総合花巻病院事件	○	1	45.12.12	50. 2. 26	1,538	1・3	解雇取消、原職復帰、バックペイ、支配介入の排除、ポストノーティス	全部救済	行 訴(使)
15	50(不)2	県都交通事件	○		50. 1. 31	50. 3. 21	50	2	団交応諾	全部救済	—
16	49(不)4	県都交通事件	○		49. 5. 2	51. 9. 27	880	1・2	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、団交応諾、ポストノーティス	全部救済	行 訴(使)

整理 番号	事件番号	事 件 名	申立人		申 立 年月日	終 結 年月日	処 理 数	労組法 第7条 該当号	請求する救済の内容	終結状況	不服申立 状 況
			組合	個人							
17	50(不)3	県都交通事件	○		50. 4. 4	51. 9. 27	543	1・3	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、 ポストノーティス	全部救済	—
18	48(不)2	総合花巻病院事件	○	1	48. 4. 12	51. 10. 15	1,283	1	処分取消、不利益取扱禁止	一部救済	行 訴(使)
19	昭和54(不)1	岩手女子高等学校事件	○		54. 6. 21	56. 3. 28 (併合)	647	3	支配介入の排除、ポストノーティス	一部救済	行 訴(使)
20	54(不)5		○		54. 9. 10		566	1	支配介入の排除、ポストノーティス	一部救済	
21	52(不)4	太平工業事件		8	52. 9. 20	57. 6. 28	1,743	1・3	配転命令の撤回、原職復帰、バックペイ、 支配介入の排除、ポストノーティス	一部救済	再審査(使)
22	59(不)2	盛岡市農業協同組合事件	○		59. 5. 24	60. 5. 16	358	2	団交応諾、ポストノーティス	全部救済	—
23	59(不)11	岩手第一自動車教習所事件	○		59. 10. 4	62. 12. 10	1,163	1	処分取消、ポストノーティス	全部救済	—
24	62(不)7	ヒノヤタクシー事件	○		62. 12. 23	63. 12. 27	371	2	団交応諾	全部救済	—
25	62(不)1	東日本旅客鉄道事件	○		62. 6. 26	元. 5. 31 (併合)	706	1・3	出向命令の撤回、原職復帰、 ポストノーティス	全部救済	再審査(使)
26	62(不)2		○		62. 7. 9		693	1・3	出向命令の撤回、原職復帰、 ポストノーティス	全部救済	
27	62(不)3		○		62. 8. 3		668	1・3	出向命令の撤回、原職復帰、 ポストノーティス	全部救済	
28	62(不)6	日本貨物鉄道事件	○		62. 11. 18	元. 6. 22	583	1・3	夏季手当減額措置の撤回、 ポストノーティス	全部救済	再審査(使)
29	62(不)5	東日本旅客鉄道事件	○		62. 11. 18	元. 8. 11	633	1・3	出向命令の撤回、原職復帰、夏季手当減額 措置の撤回、ポストノーティス	全部救済	再審査(使)
30	63(不)2	東日本旅客鉄道事件	○		63. 2. 19	元. 11. 9	630	3	支配介入の排除、ポストノーティス	全部救済	再審査(使)
31	63(不)1	東日本旅客鉄道事件	○		63. 2. 2	2. 2. 23	753	3	支配介入の排除、ポストノーティス	全部救済	再審査(使)
32	平成元(不)1	岩手信用組合事件	○		元. 1. 26	2. 5. 25	485	3	支配介入の排除、ポストノーティス	全部救済	再審査(使)
33	元(不)3	江刺市事件	○		元. 3. 14	2. 9. 4	540	2	団交応諾、ポストノーティス	全部救済	—
34	昭和62(不)4	東日本旅客鉄道事件	○		62. 8. 3	2. 12. 21	1,237	1・3	勤務指定等の撤回、ポストノーティス	全部救済	再審査(使)

整理 番号	事件番号	事 件 名	申立人		申 立 年月日	終 結 年月日	処 理 数	労組法 第7条 該当号	請求する救済の内容	終結状況	不服申立 状 況
			組合	個人							
35	63(不)3	ヒノヤタクシー事件	○		63. 11. 22	3. 3. 25	854	1・3	不利益取扱禁止、支配介入の排除、 ポストノーティス	一部救済	行 訴(使)
36	平成4(不)2	東日本旅客鉄道事件	○		4. 6. 1	5. 9. 28	485	3	支配介入の排除、ポストノーティス	全部救済	再審査(使)
37	6(不)1	盛岡市農業協同組合事件	○	1	6. 6. 6	7. 7. 31	421	1・3	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、 ポストノーティス	一部救済	—
38	平成10(不)1	岩手牛乳事件	○		10. 5. 8	12. 3. 6	669	1・2・3	団交応諾、脱退強要禁止、不利益取扱禁 止、出向の取消、支配介入の排除	全部救済	—
39	11(不)1	岩手自動車学校事件	○		11. 1. 13	13. 6. 21 (併合)	891	2	団交応諾	全部救済	行 訴(使)
40	11(不)2		○		11. 4. 20		794	1・4	原職復帰、バックペイ、不利益取扱禁止	全部救済	
41	4(不)1	東日本旅客鉄道事件	○		4. 3. 25	14. 3. 27	3,655	1・3	昇進差別の是正、バックペイ、 支配介入の排除、ポストノーティス	棄 却 (一部却下)	再審査(労)
42	15(不)1	花巻東高等学校事件	○		15. 11. 4	16. 11. 18	381	2	団交応諾、ポストノーティス	一部救済	再審査(使)
43	17(不)2	盛岡精神病院事件	○		17. 7. 14	18. 6. 15	337	2・3	脱退強要の禁止、支配介入の排除、 団交応諾、ポストノーティス	一部救済	再審査(使)
44	昭和48(不)4	岩手県医療局事件	○	1,394	48. 10. 9	19. 2. 27	12,195	1・2・3	バックペイ、不利益取扱禁止、 支配介入の排除、ポストノーティス	却 下 (一部取下げ)	—
45	50(不)1		○	14	50. 1. 14		11,733	1・3	処分取消、不利益取扱禁止、 支配介入の排除、ポストノーティス	却 下 (一部取下げ)	—
46	51(不)3		○	19	51. 6. 2		11,228	1・3	処分取消、不利益取扱禁止、 支配介入の排除、ポストノーティス	却 下 (一部取下げ)	—
47	51(不)1		○	1	51. 1. 28		11,472	1	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、 ポストノーティス	取 下 げ (一部却下)	—
48	52(不)2	岩手県職現業事件	○	3	52. 8. 18	19. 6. 25	10,904	1	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、 ポストノーティス	取 下 げ (一部却下)	—
49	56(不)1		○	3	56. 2. 27		9,615	1・3	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、 ポストノーティス	取 下 げ (一部却下)	—
50	61(不)1		○	2	61. 2. 10		7,806	1	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止	取 下 げ (一部却下)	—

整理番号	事件番号	事件名	申立人		申立年月日	終結年月日	処理数 日数	労組法 第7条 該当号	請求する救済の内容	終結状況	不服申立 状況
			組合	個人							
51	19(不)1	新山根温泉振興協会事件	○		19. 6. 6	20. 6. 30	391	1・2	不利益取扱禁止、誠実団交応諾	棄却	再審査(労)
52	20(不)1	一関修紅高等学校事件	○		20. 1. 4	20. 6. 30	179	2	団交応諾、ポストノーティス	棄却	—
53	21(不)1	花巻ふれあいの里福祉会 事件	○		21. 6. 22	21. 12. 11	173	2	団交応諾、ポストノーティス	全部救済	—
54	23(不)1	両磐酒造事件 (分離)	○		23. 2. 9	23. 6. 20	132	2	団交応諾、ポストノーティス	全部救済	—
						23. 9. 13	217	1・3	不利益取扱禁止、年末一時金支給、支配介入の排除、ポストノーティス、謝罪	一部救済	—
55	25(不)1	大雪りばあねっと事件	○		25. 5. 31	26. 1. 26	241	2	団交応諾	全部救済	再審査(使)

(注) 1 「請求する救済の内容」欄のポストノーティスは、文書掲示を意味し、文書交付や文書の新聞等への掲載を含む。

2 「終結状況」欄の「全部救済」とは、命令書主文中に棄却又は却下部分を含まない場合をいう。

また「一部救済」とは、命令書主文に救済部分の外、棄却又は却下部分を含む場合をいう。

ただし、併合された事件については、各々の申立事件ごとの棄却又は却下部分の有無により表示している。

3 労働争議の調整事件数（昭和21年～平成27年）

区分 年別	取扱総件数			取 扱 種 別																												
				あ っ せ ん								調 停								仲 裁												
	件 数			取 扱 結 果					件 数			取 扱 結 果					件 数			取 扱 結 果												
	繰越し	新規	計	繰越し	新規	計	規65	移管	取下げ	解決	打ち切り	繰越し	繰越し	新規	計	規70	移管	取下げ	解決	不調	打ち切り	繰越し	繰越し	新規	計	規79	移管	取下げ	裁定	打ち切り	繰越し	
昭21		2	2		2	2				2																						
22		10	10		7	7			6	1			3	3																		
23	3	32	35		25	25				1	17	4	3	3	7	10	2	1	2	3	1	1										
24	4	19	23	3	19	22				2	20		1																			
25		17	17		15	15				2	13			2	2			1	1													
26		17	17		16	16					14	2		1	1			1														
27		17	17		17	17				1	14	1	1																			
28	1	22	23	1	21	22				4	15	3		1	1			1														
29		15	15		14	14				2	10	1	1	1	1				1													
30	1	18	19	1	18	19				2	14	2	1																			
31	1	(1) 18	(1) 19	1	(1) 18	(1) 19				(1) 13	5	1																				
32	1	(1) 13	(1) 14	1	(1) 13	(1) 14				1 (1) 9	4																					
33		(1) 12	(1) 12		(1) 12	(1) 12				(1) 8	4																					
34		19	19		19	19					15	4																				
35		10	10		10	10				1	9																					
36		(4) 23	(4) 23		(4) 23	(4) 23				1 (4) 17	5																					
37		(3) 20	(3) 20		(3) 19	(3) 19				1 (3) 12	6		1	1						1												
38		(3) 30	(3) 30		(3) 28	(3) 28	1		6 (2) 14	(1) 7			2	2				2														
39		(11) 33	(11) 33		(11) 32	(11) 32			2 (6) 17	(5) 12	1		1	1					1													
40	1	(10) 28	(10) 29	1	(10) 22	(10) 23			6 (5) 8	(5) 9			5	5			2	3					1	1							1	
41	1	(7) 20	(7) 21		(6) 16	(6) 16			2 (4) 9	(2) 5			(1) 3	(1) 3				(1) 2			1	1	1	2				1		1		
42	2	31	33		29	29			14	9	4	2	1	2	3				1		2	1	1				1					
43	4	(1) 24	(1) 28	2	(1) 23	(1) 25			8	12	(1) 4	1	2	1	3				3													
44	1	(8) 23	(8) 24	1	(4) 19	(4) 20			4	3	(4) 12	1		(4) 4	(4) 4			(4) 4														
45	1	21	22	1	18	19			8	10	1			3	3				3													

区分 年別	取扱総件数			取 扱 種 別																											
				あ っ せ ん									調 停									仲 裁									
	件 数			取 扱 結 果						件 数			取 扱 結 果						件 数			取 扱 結 果									
	繰越し	新 規	計	繰越し	新 規	計	規 6 5	移 管	取 下 げ	解 決	打 切 り	繰越し	繰越し	新 規	計	規 7 0	移 管	取 下 げ	解 決	不 調	打 切 り	繰越し	繰越し	新 規	計	規 7 9	移 管	取 下 げ	裁 定	打 切 り	繰越し
46	0	(0) 23	(0) 23	0	20	(0) 20	1		3	6	10	0	0	3	(0) 3				2	1	0	0	0								0
47	0	(0) 23	(0) 23	0	18	(0) 18			6	3	9	0	0	5	(0) 5			1	3	1	0	0	0							0	
48	0	(0) 19	(0) 19	0	19	(0) 19			10	3	6	0	0		(0) 0						0	0	0							0	
49	0	(2) 32	(2) 32	0	(2) 28	(2) 28	1		9	(1) 6	(1) 11	1	0	4	(0) 4					4	0	0	0							0	
50	1	(0) 32	(0) 33	1	29	(0) 30			2	15	13	0	0	2	(0) 2			1		1	0	0	1	1						1	
51	1		14	15		13	13			7	5	1		1	1				1			1	1				1				
52			11	11		10	10	1			3	5	1	1	1					1											
53	1		40	41	1	40	41	1		11	18	10	1																		
54	1		20	21	1	20	21				8	13																			
55		(1) 8	(1) 8		(1) 8	(1) 8			2	3	(1) 2	1																			
56	1		23	24	1	23	24			8	5	11																			
57			26	26		25	25			11	3	7	4	1	1			1													
58	4	(1) 20	(1) 24	4	(1) 16	(1) 20			3	6	(1) 9	2		4	4			1		2	1										
59	2		22	24	2	22	24			9	6	5	4																		
60	4		17	21	4	16	20			11	3	5	1	1	1					1											
61	1		19	20	1	19	20			7	7	5	1																		
62	1		15	16	1	14	15			5	3	6	1	1	1							1									
63	2		7	9	1	7	8			3	3	2	1	1	1						1										
平 元			10	10		10	10			8	1	1																			
2	1		7	8	1	7	8			2	2	4																			
3			3	3		3	3				1		2																		
4	2		3	5	2	3	5			3	1	1																			
5	1		6	7	1	6	7			3	2	2																			
6	2		5	7	2	5	7			4		2	1																		
7	1		3	4	1	2	3			1	1	1		1	1						1										

区分 年別	取扱総件数			取 扱 種 別																																	
				あ っ せ ん									調 停						仲 裁																		
	件 数			取 扱 結 果						件 数			取 扱 結 果			件 数			取 扱 結 果																		
	繰 越 し	新 規	計	繰 越 し	新 規	計	規 6 5	移 管	取 下 げ	解 決	打 切 り	繰 越 し	繰 越 し	新 規	計	規 7 0	移 管	取 下 げ	解 決	不 調	打 切 り	繰 越 し	繰 越 し	新 規	計	規 7 9	移 管	取 下 げ	裁 定	打 切 り	繰 越 し						
8	2	6	8	1	5	6			2	2		2	1	1	2					1	1																
9	2	9	11	2	9	11			2	7	1	1																									
10	1	7	8	1	6	7			6	1			1	1			1																				
11		4	4		4	4			1	2	1																										
12		4	4		3	3			1	2				1	1																						
13		3	3		3	3						3																									
14	3	8	11	3	8	11			4	5		2																									
15	2	6	8	2	5	7			1	4	2		1	1							1																
16		4	4		4	4						4																									
17	4	3	7	4	3	7			1	2	2	2																									
18	2	3	5	2	3	5			1	3	1																										
19		2	2		2	2				1	1																										
20		1	1		1	1					1																										
21		2	2		2	2					1	1																									
22	1	2	3	1	2	3	1			2																											
23																																					
24		2	2		2	2			1		1																										
25																																					
26		5	5		5	5			2	3																											
27																																					
合計	64	(54)973	(54)1,037	52	(49)905	(49)957	6	218	(28)438	(21)243	52	9	(5)65	(5)74	2	12	(5)31	14	6	9	3	3	6				1	2					3				

注) 1 () 書きは、職権調整事件数 (内数) を表す。

2 「取扱結果」欄の「規65Ⅱ」、「規70Ⅱ」及び「規79」は、それぞれ労働委員会規則第65条第2項、第70条第2項及び第79条による処理件数を表す。

4 個別労働関係紛争のあっせん事件数（平成14年～平成27年）

年別	区分	取扱件数			取扱結果					翌年繰越し
		前繰越し 年し	新規	計	解決	取下げ	打切り	不開始	計	
平	14		5	5	3	1			4	1
	15	1	2	3		2	1		3	
	16		2	2	2				2	
	17		7	7	6	1			7	
	18		1	1			1		1	
	19		2	2	1	1			2	
	20									
	21		1	1		1			1	
	22		2	2	1		1		2	
	23		2	2				1	1	1
	24	1	3	4	3			1	4	
	25		3	3	1		1		2	1
	26	1	1	2	2				2	
	27		8	8	1		5	1	7	1
合計		—	39	42	20	6	9	3	38	—

注) 岩手県労働委員会では、平成14年8月から「個別労働関係紛争のあっせん」業務を行っている。

労働委員会の活性化について

～活性化検討委員会報告書～

平成 25 年 3 月

岩手県労働委員会 活性化検討委員会

1 現状と課題

(1) 労働委員会の取扱件数の現状

ア 岩手県内の状況

本県の労働委員会その他関係機関で取り扱った労使問題の件数は、表 1-1 のとおりであり、労働委員会の取扱件数は、審査事件、調整事件ともに数件にとどまっている。また、個別労働関係紛争あっせん事件については、取扱件数がやや上向いているが、他の関係機関と比べて少ない状況にある。

表 1-1 「労働委員会その他関係機関の取扱件数」(岩手県)

年度	岩手県労働委員会				岩手労働局 (紛争調整 委員会あ っせん)	盛岡地裁 (労働審判)
	不当労働 行為事件	労働争議 調整事件	個別紛争 あっせん事件	相談件数		
20	2	1	1	35	67	11
21	1	2	0	98	52	11
22	1	3(1)	3	161	60	8
23	1(1)	0	1	87	24	5
24 (2/28 現在)	1	2	3	73	—	—

(注) 上記の () 書き数値は、前年度からの繰越分であり、内数である。

イ 北海道・東北各県の状況(個別労働関係紛争あっせん)

今後、増加が想定される個別労働関係紛争のあっせん事件について、北海道・東北各県における取扱件数は表 1-2 のとおりであり、本県はブロック内では少ない方にある。

表 1-2 「北海道・東北各県における個別労働関係紛争あっせん事件の取扱件数」

年度	北海道	青森県	岩手県	秋田県	宮城県	山形県	福島県
20	77	0	1	7	43	3	7
21	41	1	0	22	32	0	4
22	40	4	3	13	17	1	4
23	25	2	1	13	6	1	4
24 (2/28 現在)	24	5	5	2	8	2	0

(2) これまでの取組

平成 16 年 1 月、個別労働関係紛争に係る労働相談について調査検討することを目的として「個別労働関係紛争に係る労働相談検討委員会」が設置された。

最近では、本委員会で労働相談に加えて労働委員会の活性化に係る取組の検討も行われ、表 1-3 のとおり、本県においても様々な活性化に関する取組が進められている。

なお、平成 25 年 1 月の定例総会において、名称を「活性化検討委員会」に改め、さらなる活性化の取組を進めることとなった。

表 1-3 本県における労働委員会活性化のこれまでの取組

区分		内容
認知度を高めつつ、紛争処理能力を維持する方策	認知度を高めるための方策	H Pの充実、県広報の活用、会長記者会見、関係機関へのリーフレットの配架、中央紙地方版への「雇用の悩みQ & A」の掲載、求人情報誌の活用、委員による労働相談会の実施、労使団体の会議・セミナーでの労委制度の紹介など
	委員・職員の資質の維持・向上を図るための方策	ブロック総会等の研修議題に係る委員全員での勉強会の実施、中労委等が開催する研修会の受講（委員、職員）、コーチング研修等の実施（職員）、他県労委の実地調査など
審査の迅速化・的確化のための取組・課題		審査期間の目標の見直し（団交事件6カ月、通常事件1年）、H Pに申請手続き・申請様式・記載例等の掲載 など
個別労働紛争の適切な解決の促進のための取組・課題		岩手労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会（労働局主催）への参加、労働局のあっせん打ち切り通知書への労働委員会リーフレットの同封、現地あっせん（実施地域）のルール化、当事者の希望によるあっせん時間の設定、委員による労働相談会の実施（再掲）、労使団体の会議・セミナーでの労委制度の紹介（再掲） など

（注）上記区分は、中労委の「労働委員会活性化のための検討委員会」の報告書によった。

(3) 本県労働委員会の課題

ア 労働委員会制度の周知の拡充

利用者となるべき労働者、労働組合、使用者の労働委員会に対する認知度が低く、県民に対する労働委員会制度の周知の拡充が求められている。

イ 社会環境変化に対応した取組

労働組合組織率の低下、非正規雇用の増加などによる雇用環境の変化、個別労働関係紛争の増加等、労働委員会を取り巻く環境の変化に対応した取組が求められている。

ウ 委員及び職員の更なる資質向上

非正規雇用の増加や個別労働関係紛争の増加など、複雑、多様化する労働問題に対応するため、委員及び職員の更なる資質の向上が求められている。

エ 関係機関との協力連携の推進

活性化の取組を効果的に進めるにあたって、労働局等の他の機関との連携が求められている。

平成 24 年度には、各道県労働委員会における活性化の取組について事務局職員が現地調査を実施している。それぞれ取組内容は異なる部分もあるものの、いずれもその取組を徹底して継続しており、そのことが最も重要との報告を受けた。こうしたことから、本県においても、これまでの取組に必要な見直しを加えながら、継続して取り組んでいくとともに、他都道府県労委の取組も参考にして新たな取組にも積極的に取り組んでいくことが重要と考えられる。

2 基本的な考え方

これまでの取組や課題を踏まえ、本県における労働委員会活性化の基本的な考え方は、次のとおりとする。

(1) 取組の基本方針

- ・ 県民にとって身近で利用しやすい組織となるように**労働委員会の認知度向上**を図る。
- ・ 認知度が高まることにより、労働委員会に持ち込まれる多様な労使問題に対応できるように、**委員及び職員の資質の向上並びに体制の充実**を図る。
- ・ これらの取組を効果的に推進するために、**他の関係機関との連携を強化**する。

今回定める活性化の取組は、3年間程度にわたり継続して実施することとし、毎年度その成果について検証と見直しを行いながら、段階的に進めていく。

(2) 取組にあたっての留意事項

具体的な取組みを推進するに当たっては、次の点に留意しながら進める。

ア 労働組合・組織化されていない労働者への周知

最近では、労働委員会制度について十分に理解していない労働組合の役員も多い実態にあることから、制度を周知し、労使紛争の解決を支援していく必要がある。

更に、労働組合の組織率が低下していることから、労働組合に加入していない個々の労働者に対し、当労働委員会の労働相談、個別労働関係紛争のあっせん制度を周知し、個別労働関係紛争の解決を支援していく必要がある。

イ 中小企業経営者への周知等

従業員が少人数で組織化されていない企業の経営者が、労働問題について悩んでいるケースが散見されることや、労働相談においても、労働法について不案内な中小零細企業の経営者のもとで働いている労働者からの相談が多いことから、主に小規模企業を対象とした労働相談会等を開催し、労使紛争の発生を予防するとともに、労働委員会制度を周知し、労使紛争の解決を支援していく必要がある。

ウ 労使が利用しやすいような仕組みの整備

労使紛争にまで至らないような事案についても誰もが気軽に相談できるなど、労働委員会が県民にとって利用しやすい組織となるよう、その仕組みを整備していく必要がある。

3 具体的な取組

前項の「取組の基本方針」に基づく具体的な取組は次のとおりであり、特に増加が見込まれる個別労働関係紛争に対応した取組を重点的に展開する。

(1) 県民の認知度を高める取組

ア わかりやすいホームページの作成

取組	内容	目標【H27】
岩手県ホームページトップページへのリンクの掲載【継続】	アクセス数が多い岩手県ホームページのトップページにある「注目情報」や「お役立ち情報」などに情報を掲載し、労働委員会ホームページへの誘導を図る。	年2回以上
内容の充実・強化【継続】	相談事例集の内容を充実強化するほか、ホームページの構成の随時見直し。	随時

イ 情報発信の拡充

取組	内容	目標【H27】
マスメディアを活用した情報発信【拡充】	・県のテレビ・ラジオ番組・県広報紙（いわてグラフ）を活用しながら、マスメディアによる情報発信を推進する。 ・新聞における労働相談Q & Aの連載	年1～2回 ※H25 終了
出前講座の実施【拡充】	労使団体の総会やセミナーの場に委員（または職員）が出向き、労使問題等をテーマとする出前講座を行う	年4回
記者会見の活用【継続】	必要に応じて、会長による県政記者クラブでの記者会見を行い、広く情報発信をする。	随時

ウ 労働相談の充実強化

取組	内容	目標【H27】
労働相談フリーダイヤルの設置【新規】	専用のフリーダイヤルを設置し、気軽に相談できる体制を整える。	※H25 設置
労働相談に対する愛称の設定【新規】	労働相談（フリーダイヤル）に対する愛称を設定し、気軽に相談できる体制を整える。	※H25 実施
合同労働相談会の実施【新規】	労働局等の関連機関との合同での労働相談会を実施する。	年1回
経営者を対象とした労働相談の強化【新規】	経営者が相談しやすい体制を強化するため、紛争解決制度や労働問題に関するセミナーと労働相談会を同時に開催する。（労働局等との合同実施も検討）。	年1回
委員による無料労働相談会【継続】	・委員が、地域に出向いて出前の無料労働相談会を実施する。	年3回 12地区

(2) 資質の向上・体制の充実を図る取組

ア 手続見直し、簡素化等

取組	内容	目標【H27】
個別あっせんの進め方の簡素化 【新規】	当事者が利用しやすいように個別あっせんの進め方等を見直し、簡素化を図る。	※H25 に検討、実施
不当労働行為の審査の目標期間の達成 【継続】	審査の迅速化のため、平成 24 年に見直した不当労働行為事件の審査の目標期間（通常事件は 1 年、団交拒否事件は 6 か月）を達成する。	目標達成
現地あっせんの実施 【継続】	申請者が希望する場合、盛岡以外の現地に向いてあっせんを行う。	随時

イ 委員及び職員の資質向上

取組	内容	目標【H27】
三者研修会（仮称） 【拡充】	下記の研修を実施し、委員及び職員の資質向上を図る。 (1) ブロック総会等議題勉強会【継続】 研修議題に対する委員全員による勉強会 (2) ブロック協議会研修会【新規】 ブロック内で連携して行われる、委員による研修会 (3) 委員による講話等【新規】 公労使委員が講師となり、それぞれの立場による講話や情勢報告を行う。外部講師も可。	年 5～6 回
事例研究会（仮称） 【新規】	事務局職員による調整事件や労働相談の事例を通じた勉強会を定期的を開催する。（委員も参加可） ※年 1 回は中労委から講師を招き講話を実施	年 3 回

(3) 関係機関との連携を進める取組

取組	内容	目標【H27】
合同の労働相談会の実施 【新規】 <再掲>	労働局等の関連機関との合同での労働相談会を実施する。	年 1 回
知事部局や労働局主催の会議への参加 【継続】	知事部局が主催する会議（就業支援員連絡会議）や労働局が主催する「岩手労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会」への参加を通じ、相互の連携を密にし、紛争解決への支援・協力を進める。	随時
岩手労働局との個別あっせんでの連携強化 【継続】	岩手労働局のあっせんで不調に終わった案件について、労働委員会への申請者の誘導を行ってもらう。	随時

4 今後の進め方

(1) 今後の進め方

- ・ 平成 24 年度は、新たな取組を実施するための準備期間とし、平成 25 年度から本格実施することとし、できるものから速やかに取り組むものとする。なお、各取組の実施に当たっては、その具体的な内容を定例総会に諮り、決定するものとする。
- ・ 各取組は、原則として年内に実施することとし、翌年 1 月に活性化委員会を開催し、それぞれの成果を検証するとともに、必要な見直しを行って次年度の実施計画案を策定する。
- ・ 上記の次年度実施計画案をもとに、2 月または 3 月の定例総会において、次年度実施計画を決定する。

(2) 平成 25 年度実施計画

本県労働委員会活性化のための平成 25 年度の実施計画は次ページのとおり。

平成 25 年度実施計画案

1 県民の認知度を高める取組

項目	内容	区分	平成 25 年度の取組目標
1 わかりやすいホームページの作成	岩手県HPトップページへのリンクの掲載	継続	年 2 回
	内容の充実・強化（相談事例集等）	継続	随時
2 情報発信の拡充	マスメディアを活用した情報発信（県政番組・県広報紙の活用） 新聞における労働相談Q & Aの連載	拡充	テレビ又は広報誌に年 1 回掲載 連載終了まで継続実施
	出前講座の実施	拡充	年 2 回 （小規模な企業の集まりに重点を置いて実施）
	記者会見の活用	継続	必要に応じ随時実施
3 労働相談の充実強化	労働相談フリーダイヤル	新規	H25 に設置
	労働相談（フリーダイヤル）に対する愛称の設定	新規	H25 に実施
	関係機関と合同による無料労働相談会	新規	年 1 回
	経営者を対象とした労働相談の強化（セミナー＋労働相談会）	新規	年 1 回
	委員による無料労働相談会	継続	年 3 回、12 地区

2 資質の向上・体制の充実を図る取組

項目	内容	区分	平成 25 年度の取組目標
1 手続見直し、簡素化等	個別あっせんの進め方の簡素化	新規	H25 に見直し検討、決定後実施
	不当労働行為の審査の目標期間の達成	継続	目標期間の達成
	現地あっせんの実施	継続	要望があれば実施
2 委員及び職員の資質向上	三者研修会（仮称） （1）ブロック総会等議題勉強会 （2）ブロック協議会研修会 （3）委員による講話	拡充	年 4 回
	事務局研究会（仮称）	新規	年 2 ～ 3 回

3 関係機関と連携する取組

項目	内容	区分	平成 25 年度の取組目標
関係機関と連携する	関係機関と合同による無料労働相談会＜再掲＞	新規	年 1 回
	知事部局や労働局主催の会議への参加	継続	随時
	岩手労働局と個別あっせんでの連携強化	継続	随時

労働委員会活性化計画の取組実績

(平成 25～27 年度)

(H27.12.31 現在)

労働委員会活性化計画の取組実績（平成 25～27 年度）について

(H27. 12. 31)

区 分	取 組 内 容			単 位	目 標			実 績 (見 込)			○評価⇒今後の方向
	25 年度実績	26 年度実績	27 年度実績 (見込)		25	26	27	25	26	27	
I 県民の認知度を高める取組											
1 わかりやすいホームページの作成											
県HPトップページへのリンク	○ニュースリリース（県公式HP）(3) ①無料労働相談会(2) ・新着情報(6/5) ・イベントカレンダー(6/5) ②フリーダイヤル(1) ・新着情報(7/10)	○ニュースリリース（県公式HP）(6) 無料労働相談会(6) ・新着情報(6/9、8/26、1/16) ・イベントカレンダー(6/10、8/27、1/26)	○ニュースリリース（県公式HP）(12) ①月例無料労働相談会(2) ・新着情報(10/1) ・イベントカレンダー(10/9) ②無料労働相談会(7) ・新着情報(4/15、5/22、9/11) [2月] ・イベントカレンダー(5/22、9/11) [2月] ③出前講座(2) ・新着情報(4/16、10/14) ④個別労働紛争処理制度周知月間(1) ・新着情報(10/1)	回	2	2	12 ※	3	6	12	○前年度を上回る⇒継続 (広く情報を周知するためのリンクを継続)
内容の充実・強化	○ニュースリリース（労働委員会HP）(3) ①無料労働相談会(2) (6/4、10/4) ②フリーダイヤル(1) (6/4)	○ニュースリリース（労働委員会HP）(5) ①無料労働相談会(3) (5/26、8/26、1/16) ②労働相談実績等(1) (10/15) ③フリーダイヤル(1) (10/19)	○ニュースリリース（労働委員会HP）(12) ①月例無料労働相談会(1)(10/1) ②無料労働相談会(4) (4/1、5/22、9/11) [2月] ③出前講座(2) (4/15、10/14) ④個別労働紛争処理制度周知月間(1)(10/1) ⑤労働相談実績等(2) (4/29、10/2) ⑥フリーダイヤル(2) (5/19、6/10)	回	随	随	8 ※	3	5	12	○前年度を上回る⇒継続 (必要な情報をわかりやすく提供するよう逐次見直しする)

区分	取組内容			単 位	目標			実績（見込）			○評価⇒今後の方向
	25年度実績	26年度実績	27年度実績（見込）		25	26	27	25	26	27	
2 情報発信の 拡充											
マスメディア を活用した情 報発信	①県広報媒体(24) 労使トラブルの解決(9) ・テレビ (8/9、9/28) ・ラジオ (8/23、1/10) ・新聞 (4/21、7/21、1/24) ・フェイスブック (4/26、5/24) 出前無料労働相談会(10) ・テレビ (6/17、2/14、2/28) ・ラジオ (6/14、2/18) ・新聞 (2/22) ・フェイスブック (10/25) ・コンビニ (6月、9月、2月) フリーダイヤル(5) ・ラジオ (7/2、11/22、12/13) ・新聞 (1/19) ・フェイスブック (12/20) ②プレスリリース（記者クラブへ の投げ込み）(1) ・労働相談の実績(1) (10/15)	①県広報媒体(23) 労使トラブルの解決(7) ・テレビ (5/10、6/28、1/24) ・ラジオ (4/29、7/11、3/27) ・フェイスブック (3/27) 出前無料労働相談会(7) ・ラジオ (6/20、9/23、1/30、 2/13) ・コンビニ (5月、9月、2月) フリーダイヤル(9) ・テレビ (3/23、3/25、3/26、 3/28) ・ラジオ (8/29、12/26、1/20) ・新聞 (7/20、11/23) ②プレスリリース（記者クラブへ の投げ込み）(2) ・労働相談の実績(2) (4/23、10/15)	①県広報媒体(26) 労使トラブルの解決(7) ・テレビ (5/23) [3/12] ・ラジオ (4/14、8/28、12/11) ・いわてグラフ (8/1号) ・データ放送 (11月) 月例無料労働相談会(5) ・ラジオ (11/27) [1/15] ・いわてグラフ (10/1号) ・ツイッター (10/9) [1/19] 出前無料労働相談会(7) ・テレビ (6/20) ・ラジオ (9/18、10/16) ・コンビニ (6、9月) [2月] ・ツイッター (6/12) フリーダイヤル(4) ・データ放送 (7月) ・新聞 (4/19) ・ツイッター (12/8) ・いわてグラフ [3/1号] 出前講座(1) ・ラジオ (6/12) 個別労働紛争周知月間(2) ・ラジオ (10/2) ・ツイッター(10/9) ②プレスリリース（記者クラブへ の投げ込み）(5) ・労働相談の実績(2) (4/22、10/2) ・無料労働相談会(3) (6/17、10/2) [2月]	回	1	2	22 ※	25	25	31	○目標達成（見込） ⇒継続 （テレビ、ラジオのほ か、SNS等も活用し た広報活動を引き続き 実施） ○目標達成（見込） ⇒継続 （プレスリリースによ る効果的な情報発信を 引き続き実施）

区分	取組内容			単 位	目標			実績(見込)			○評価⇒今後の方向
	25年度実績	26年度実績	27年度実績(見込)		25	26	27	25	26	27	
求人誌を活用した情報発信	○無料広告掲載(12) 岩手・青森・秋田求人情報 月刊Be-Job(毎月20日発行)	○無料広告掲載(12) 岩手・青森・秋田求人情報 月刊Be-Job(毎月20日発行)	○無料広告掲載(12) 岩手・青森・秋田求人情報 月刊Be-Job(毎月20日発行)	件	-	-	-	12	12	12	○目標達成 ⇒継続
労働委員会独自の方法による情報発信		○県広報媒体以外の方法による 情報発信(3) チラシ、ポスター、のぼり旗	○県広報媒体以外の方法による 情報発信(1) バス車内広告(県内路線バス2 社全車両、450台)	件	-	-	1	-	3	1	○目標達成 ⇒継続 (来年度取組事業の予 算措置:テレビ広告・ 番組出演、列車中吊り 広告、ポスター・チラ シ、リーフレット、ポ ケットティッシュ)
記者会見の活用	○プレスリリース(記者会見)(1) フリーダイヤルの設置・無料労 働相談会の実施(6/5)	○プレスリリース(記者会見)(0)	○プレスリリース(記者会見)(1) ・県政記者クラブ(9/29) ・「労働委員会制度の周知に関す る新たな取組について」 出席者:会長、労使委員、局長	回	随	随	随	1	-	1	○目標(継続)達成 ⇒社会的に重要又は影響 が大きい事項の発表は 記者会見を実施
出前講座の実施(学校での出前講座、経営者を対象とした労働相談の強化を含む)	○出前講座の実施(3) ①岩手労働局(1)(5/22) 講師:職員(対象:総合労働相 談員、労働基準相談員等研修) ②盛岡工業クラブ定例懇談会(1) (11/11) 講師:会長(対象:経営者) ③一戸町商工会役員等(1) (12/17) 講師:使側委員(対象:経営者)	○出前講座の実施(2) ①岩手労働局(1)(5/27) 講師:職員(対象:総合労働相 談員、労働基準相談員等研修) ②盛岡中央工業団地協同組合(1) (3/19) 講師:使側委員(対象:経営者)	○出前講座の実施(5) ①岩手労働局(1)(5/19) 講師:職員(対象:総合労働相 談員、労働基準相談員等研修) ②連合岩手(1)(9/17) 講師:公側委員(対象:連合岩 手執行役員・相談員等) ③上野法律ビジネス専門学校(1) (10/14) 講師:公労使各1名(対象:専 門学校生) ④東北百貨店協会・UAゼンセン 流通部門百貨店部会労使懇談 会(1)(11/18) 講師:公側委員(対象:労働者、 経営者) ⑤北上金属工業協同組合(1) [1/28] 講師:使側委員(対象:経営者)	回	2	3	4	3	2	5	○前年度を上回る(学校 での出前講座を開始) ⇒継続 (商工団体、小規模な 企業団体、専門学校等 に加え、高校や大学で の実施を検討)

区分	取組内容			単位	目標			実績(見込)			○評価⇒今後の方向
	25年度実績	26年度実績	27年度実績(見込)		25	26	27	25	26	27	
新聞における労働相談Q&Aの連載	4月実績 1回掲載(1) (H25.4.26掲載をもって終了)	(H25.4.26掲載をもって終了)	(H25.4.26掲載をもって終了)		1	-	-	1	-	-	○未実施(H25で完了) ⇒見直し (労働委員会HPの労働相談Q&Aを更新、充実)
3 労働相談の充実強化											
労働相談専用フリーダイヤルの設置	○北海道・東北の労働委員会で初の設置(1) 平日8:30~17:15 (H25.6.10運用開始)	○運用の継続 平日8:30~17:15	○運用の継続 平日8:30~17:15	回線	1	継	継	1	継	継	○目標(継続)達成 ⇒継続 (職員による相談を継続)
フリーダイヤルに対する愛称の設定	○フリーダイヤル愛称(1) 「労働相談なんでもダイヤル0120-610-797(ろうどうやくな)」 (H25.6.10運用開始)	○フリーダイヤル愛称の活用 の継続 封筒、e-mail、FAX等に表示 (H26.4~)	○フリーダイヤル愛称の活用 の継続 封筒、e-mail、FAX等に表示	件	1	継	継	1	継	継	○目標(継続)達成 ⇒継続 (労働委員会事務局組織スローガンと併せて周知)
関係機関と合同による無料労働相談会の実施	○関係機関との合同労働相談会(1) 岩手労働局等と合同で実施、アイーナ(10/6)	○関係機関との合同労働相談会(1) 岩手労働局等と合同で実施、アイーナ(10/5)	○関係機関との合同労働相談会(1) 岩手労働局等と合同で実施、アイーナ(10/4)	回	1	1	1	1	1	1	○目標達成 ⇒継続 (一層の連携に努める)
経営者を対象とした労働相談の強化(出前講座と併せて実施)	○経営者を対象(1) 盛岡工業クラブ定例懇談会(1) (11/11) 講師:会長 <再掲>	○経営者を対象(1) 盛岡中央工業団地協同組合(1) (3/19) 講師:使側委員 <再掲>	○経営者を対象(0)	回	1	1	2	1	1	-	○未実施(実施予定団体の都合による中止、協同組合盛岡卸センター) ⇒継続
委員による月例無料労働相談会の実施			○月例無料労働相談会(6) ・月1回、原則第4金曜日(委員室)10/16・11/27・12/18 [1/22・2/26・3/25] ・相談時間 1人45分以内(先着2名) ・相談員 公労使委員3名1組	回	-	-	-	-	-	6	○新規 ⇒継続 (相談会開催によるPR効果を重視し継続して実施、必要に応じ相談体制の見直しも検討)
委員による出前無料労働相談会の実施	○出前無料労働相談会(12) ① 6/23(日)奥州市、宮古市、一戸町	○出前無料労働相談会(12) ① 6/21(土)釜石市 6/22(日)奥州市、一戸町	○出前無料労働相談会(12) ① 6/21(日)遠野市 6/27(土)宮古市、二戸市	回地区	3 12	3 12	3 12	3 12	3 12	3 12	○目標達成(見込) ⇒継続 (地域の実情の把握に)

区分	取組内容			単位	目標			実績(見込)			○評価⇒今後の方向
	25年度実績	26年度実績	27年度実績(見込)		25	26	27	25	26	27	
	6/30(日) 花巻市、一関市 ②10/ 6(日) 盛岡市 10/20(日) 大船渡市、久慈市 10/27(日) 北上市、釜石市 ③ 2/23(日) 盛岡市 3/ 2(日) 宮古市	6/29(日) 久慈市、遠野市 ②10/ 5(日) 盛岡市 10/19(日) 大船渡市、北上市 10/25(土) 一関市 10/26(日) 宮古市 [③2/22(日)盛岡市、3/1(日)釜石市] ・日曜に加えて土曜も実施(2) (釜石市、一関市) ・合同庁舎以外の会場での試行(4) (盛岡市(2)、釜石市、一戸町)	6/28(日) 奥州市、大船渡市 ②10/ 4(日) 盛岡市、久慈市 10/17(土) 釜石市、一関市 10/18(日) 北上市 ③ [2/28(日)盛岡市] [3/6(日)久慈市] ・日曜に加えて土曜も実施(4) (宮古市、二戸市、釜石市、一関市) ・合同庁舎以外の会場での試行(4) (盛岡市、二戸市、釜石市、北上市)								○評価⇒今後の方向 努め、相談件数のない地区を減少)
II 資質の向上・体制の充実を図る取組											
1 手続見直し、簡素化等											
個別あっせんの進め方の簡素化	○平成 25 年(個) 第 3 号あっせん事件 申請：11/7 事務局調査：11/12(6 日目)、 あっせん員指名：11/18 (H25. 4. 26 見直し・試行)	○平成 26 年(個) 第 1 号あっせん事件 申請：9/26 事務局調査：10/9 (14 日目) あっせん員指名：10/17 (H25. 4. 26 見直し・試行)	○平成 27 年(個) 第 2 号あっせん事件 申請：6/24 事務局調査：7/1 (8 日目) あっせん員指名：7/10 ○平成 27 年(個) 第 3 号あっせん事件 申請：8/20 事務局調査：8/26 (7 日目) あっせん員指名：9/1 ○平成 27 年(個) 第 4 号あっせん事件 申請：9/30 事務局調査：10/8 (9 日目) あっせん員指名：10/15 ○平成 27 年(個) 第 5 号あっせん事件 申請：10/1	-	継	継	継	1	1	7	○前年度を上回る ⇒継続 (進め方の簡素化を試行から本格実施へ)

区 分	取 組 内 容			単 位	目 標			実 績 (見 込)			○評価⇒今後の方向
	25 年度実績	26 年度実績	27 年度実績 (見込)		25	26	27	25	26	27	
			事務局調査：10/5（5日目） あっせん員指名：10/15 ○平成 27 年（個）第 6 号あっせん事件 申請：10/5 事務局調査：10/7（2日目） あっせん員指名：10/13 ○平成 27 年（個）第 7 号あっせん事件 申請：10/14 事務局調査：-（-日目） あっせん員指名：10/27 ○平成 27 年（個）第 8 号あっせん事件 申請：12/25 事務局調査：[1/5(12日目)] あっせん員指名：[1/13] (H25.4.26見直し・試行)								
不当労働行為の審査の目標期間の達成	H25（H25.1～12）の終結事件無し	○大雪りばぁねっと事件 団交事件の目標期間（半年）を超過（241日）	○両磐酒造事件 通常事件の目標期間（1年）を達成（359日）	-	継	継	継	継	継	継	○目標（継続）達成⇒継続
現地あっせんの実施	要望なし	○現地あっせん(2) ①久慈市（4/3） 平成 26 年（調）第 1 号労働争議あっせん事件 ②一関市（6/17） 平成 26 年（調）第 5 号労働争議あっせん事件 （参考） ○夜間あっせん ・一関市（6/17） 平成 26 年（調）第 5 号労働争議あっせん事件	○現地あっせん等(1) ①花巻市（8/24） 平成 27 年（個）第 2 号あっせん事件 （参考） ○夜間あっせん ・盛岡市（10/21） 平成 27 年（個）第 6 号個別労働関係紛争あっせん事件	回	随	随	随	-	2	1	○要望に応じて実施⇒継続 （現地あっせんや必要に応じて夜間あっせんも引き続き実施）

区分	取組内容			単位	目標			実績(見込)			○評価⇒今後の方向
	25年度実績	26年度実績	27年度実績(見込)		25	26	27	25	26	27	
2 委員及び職員の資質向上											
三者研修会	○三者研修会(4)	○三者研修会(4)	○三者研修会(18)	回	4	4	5	4	4	18	
(1)ブロック総会等議題勉強会	①ブロック総会勉強会(1)(5/17) ②ブロック研修会勉強会(1)(9/27)	①ブロック総会勉強会(1)(5/23) ②ブロック研修会勉強会(1)(9/26)	①ブロック総会勉強会(1)(5/22) ②ブロック研修会勉強会(1)(9/18)	回	2	2	2	2	2	2	○目標達成 ⇒継続 (議題及び業務課題に対応した内容で実施)
(2)ブロック協議会研修会	③ブロック研修会(1)(10/24~25)	③ブロック研修会(1)仙台市(10/23~24)	③ブロック研修会(1)青森市(10/22~23)	回	1	1	1	1	1	1	○目標達成 ⇒継続 (本県開催に向けた準備を進める)
(3)審査・あっせん等終結事案研修会			○審査・あっせん等終結事案研修会(6) ・平成27年(個)第3号事件(10/16) ・平成27年(個)第6号事件(11/27) ・平成27年(個)第4号事件、平成27年(個)第5号事件(12/18) ・平成27年(個)第7号事件[1月] ・平成27年(個)第8号事件[1~3月]	回	-	-	-	-	-	6	○新規 ⇒継続 (担当委員を中心とした運営を継続)
(4)委員による講話(外部講師も可)	○講話(1) 外部講師(盛岡地方裁判所判事)(11/2) 「労働審判の現場における事件解決の技術・ノウハウについて」	○講話(1) 外部講師(岩手労働局企画室長)(11/28) 「最近の岩手労働局における個別労働紛争解決制度の運用状況について」	○講話(4) ①外部講師(岩手労働局雇用均等室室長補佐)(11/27) 「妊娠・出産を理由とする不利益取扱い等に関する相談及び解決事例について」 ②委員による講話(3) 使側講師(8/28) 労側講師(12/18) 公側講師[2/26]	回	1	1	3	1	1	4	○前年度を上回る(委員による講話を開始) ⇒継続

区分	取組内容			単位	目標			実績(見込)			○評価⇒今後の方向
	25年度実績	26年度実績	27年度実績(見込)		25	26	27	25	26	27	
(5)労働相談の概要に係る定例総会での報告			○労働相談の概要に係る定例総会での報告(毎月)(6)	回	-	-	-	-	-	6	○新規⇒継続 (委員と職員の情報共有に向けて実施)
委員派遣研修等	○委員派遣研修等(10) ①公労使委員合同研修会(3)(9/5~6 東京都) ②労使関係セミナー(1)(10/9 仙台市) ③労務行政主催研修(1)(12/9 東京都) ④日本労使関係研究協会主催研修(1)(1/16~18 東京都) ⑤インソース主催研修(1)(11/15 仙台市) ⑥事務局職員中央研修(2)(6/11-13 東京都) ⑦事務局職員専門研修(1)(9/20-28 埼玉県)	○委員派遣研修等(14) ①公労使委員合同研修会(5)(9/4~5 東京都) ②労使関係セミナー(3)(10/8 仙台市、2/25 仙台市) ③労働契約等解説セミナー(3)(10/28 盛岡市) ④事務局職員中央研修(2)(6/9-11 東京都) ⑤事務局職員専門研修(1)(8/25-29 埼玉県朝霞市)	○委員派遣研修等(14) ①公労使委員合同研修会(2)(9/3~4 東京都) ②労使関係セミナー(4)(10/28 仙台市) ③労働契約等解説セミナー(2)[1/13 盛岡市] ④事務局職員中央研修(2)(6/8-10 東京都) ⑤個別労働紛争解決研修(職員) ・基礎研修(6/25-27 さいたま市)(1) (7/2-4 仙台市)(2) ・応用研修(8/21-22 東京都)(1)	回	-	1	6 ※	10	14	14	○目標達成⇒継続 (公労使委員個別紛争専門研修等への派遣を追加予定)
事務局研究会	○事務局研究会(2) ①出前講座に係る委員勉強会として実施(1)(7/26) ②労働者派遣法のポイント(1)(1/27)	○事務局研究会(2) ①ブロック研修会議題(1)(9/12) ②全労委総会議題(1)(12/24)	○事務局研究会(7) ①労働法勉強会(7)(4/6~14、7回)	回	2- 3	2- 3	2- 3	2	2	7	○前年度を上回る⇒継続 (新任者等を対象に年度当初に実施)
事務局職員研修	○事務局職員研修(16) ①監査委員会事務局との合同研修(簿記)(7) ②労働委員会事務局主催による人事委員会・監査委員会各事務局との合同研修(4)(コーチング研修)(8/20、9/4)(アサーティブ・コミュニケーション研修)(11/18、11/20) ③局長による講話(2)(8/26、2/24)	○事務局職員研修(11) ①監査委員会事務局との合同研修(簿記)(5)(9/1、9/2、9/9、9/10、9/12) ②労働委員会事務局主催による人事委員会・監査委員会各事務局との合同研修(仕事の意欲向上)(2)(1/9、1/16) ③局長による講話(2)(9/12、1/16) ④課長による講話(2)	○事務局職員研修(4) ①雇用対策・労働室と共催によるワークルール研修(1)[2/4] ②局長による講話(2)(4/28、9/3) ③課長による講話(1)(6/30)	回	-	-	11 ※	16	11	4	○前年度を下回る(監査委員事務局主催研修の講師都合による中止) ⇒継続 (eラーニングによる能力開発研修の実施)

区分	取組内容			単位	目標			実績(見込)			○評価⇒今後の方向
	25年度実績	26年度実績	27年度実績(見込)		25	26	27	25	26	27	
	④課長による講話(3) (6/24、10/28、12/24)	(6/23、10/28)									
Ⅲ 関係機関と連携する取組											
関係機関と合同による無料労働相談会<再掲>	○関係機関との合同労働相談会(1) 岩手労働局等と合同で実施、アイーナ(10/6)<再掲>	○関係機関との合同労働相談会(1) 岩手労働局等と合同で実施、アイーナ(10/5)<再掲>	○関係機関との合同労働相談会(1) 岩手労働局等と合同で実施、アイーナ(10/4)<再掲>	回	1	1	1	1	1	1	○目標達成 ⇒継続
知事部局や労働局主催の会議への参加	○会議への参加(3) ①広域振興局企画総務担当部長等会議(1) 無料労働相談会の周知 ②就業支援員担当者情報交換会(1)(6/3) 労働相談マニュアル、無料労働相談会、フリーダイヤルを周知 ③岩手労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会(1)(6/20)	○会議への参加(3) ①広域振興局企画総務担当部長等会議(1) ②就業支援員担当者情報交換会(1)(4/16) 労働相談マニュアル、無料労働相談会、フリーダイヤルを周知 ③岩手労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会(1)(6/25)	○会議への参加(4) ①広域振興局企画総務担当部長等会議(1) ②就業支援員担当者情報交換会(1)(4/15) 労働相談マニュアル、無料労働相談会、フリーダイヤルを周知 ③岩手労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会(1)(6/25) 労働相談・個別労働紛争解決機関・団体を紹介するリーフレットの作成 ④岩手労働局との合同研修(1) 労働相談に関するロールプレイング研修(5/19)	回	随	随	2 ※	3	3	4	○前年を上回る(労働局との合同研修の実施) ⇒継続 (必要に応じ随時参加)
岩手労働局と個別あっせんでの連携強化	○岩手労働局との連携強化 岩手労働局の紛争調整委員会のあっせんが打切りになった場合、岩手労働局は労働委員会のあっせん制度について紹介1件(平成25年(個)第3号あっせん事件)	○岩手労働局との連携強化 岩手労働局の紛争調整委員会のあっせんが打切りになった場合、岩手労働局は労働委員会のあっせん制度について紹介	○岩手労働局との連携強化 岩手労働局の紛争調整委員会のあっせんが打切りになった場合、岩手労働局は労働委員会のあっせん制度について紹介6件(平成27年(個)第2号・第3号・第4号、第5号、第7号・第8号あっせん事件)	回	継	継	継	継	継	継	○目標(継続)達成 (随時対応を確認) ⇒継続

(注) 1 27年度実績(見込)欄は、27年12月末実績を()書き、28年1月以降見込を[]で記載している。

2 ※は、取組目標について実態に基づき明確化、数値化したもの。

職場のトラブルで 悩んでいませんか。

ひとりで悩まず、
まずはご相談ください。

賃下げ
突然の解雇
配置転換
雇止め
パワハラ

解決

経験豊富な労働委員会の委員が、
きめ細やかな支援により、
労使のトラブルの解決をサポートします。
労働委員会は、中立公正な岩手県の行政機関です。

無料
秘密厳守

簡易迅速
中立公正

岩手県労働委員会

盛岡市内丸10-1 岩手県庁11階 Tel.019-629-6276

労働相談なんでもダイヤル ろうどうでなくな

0120-610-797
(平日8:30~17:15)

携帯・PHS OK

デザイン著作権保有：(有)ジロー印刷企画